

# 令和7年度デジタル庁ガバメントソリューションサービスに係る通信サービス（専用線サービス等）の提供及び保守等

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	種別	質問等	理由	回答
1	意見	別添資料1.要件定義書	7	2	3	3	表1のNo.3 北陸PoPおよびNo.6 OSA2のブロック構成において、回線の集約対象となり得る都道府県に「福井県」の記載が双方にございます。一方、「山梨県」の記載がございません。「福井県」「山梨県」のブロック構成を記載いただけますでしょうか。？	表の記載に一部重複および抜け漏れが見受けられたため	山梨県は北陸PoPに含まれます。また、福井県はOSA2または北陸PoPのいずれかに含める構成としてください。 <b>要件定義書を修正いたします。</b>
2	意見	別添資料1.要件定義書	10	2	4	3	図7において、「東海PoP～通信網」の区間が「実線（R6整備済）」となっておりますが、「点線（今回整備）」ではないでしょうか。共用型サービスにおいて拠点側とPoP側で調達が異なることは想定できないため、ご確認をお願いいたします。	図に不備があると見受けられたため	ご指摘のとおりですので、 <b>図を修正いたします。</b>
3	意見	別添資料2.借入回線一覧	-	-	-	3	所在地が市町村名や地域名までとなっている拠点について、番地までの詳細な住所を記載いただけないでしょうか。 NO.135/136/137/138/139/140/141/143/144/145/146/147/148/149/150/151/152	利用開始月までのサービス提供に向けた設備構築のスケジュールの際に必要なため 回線サービスの提供可否を確認したいため 費用積算に必要なため	閲覧資料においてご確認ください。
4	意見	別添資料2.借入回線一覧	-	-	-	1	沖縄PoP～九州PoPおよび沖縄PoP～OSA2のA型専用線の提供開始月についてはR7.11月となっておりますが、沖縄PoPに集約する拠点の提供月（R8.6）に延期いただけないでしょうか。もしくは通信機器整備等でリードタイムが必要であれば、そのリードタイムを加味した納期に変更いただけないでしょうか。	提供する回線サービスでは納期遵守が難しいため。	ご意見を踏まえ、 <b>要件定義書を修正いたします。</b>
5	質問	調達仕様書	13	3	2	1	各整備拠点において、建物内の配線等を特定の事業者でしか敷設ができない等のルールがある場合がございます。その場合、特定の事業者で工事する部分においては、本事業対象外という認識で合っていますでしょうか。対象となる場合は、特定の事業者がある拠点について、その事業者名と連絡先等をご教示いただけます。	拠点ごとの指定事業者等の状況を把握できず、費用の積算	特定の事業者でしか敷設できない場合は、受注者から当該事業者に対して発注いただく必要があります。 特定の事業者がある拠点については、閲覧資料においてご確認ください。
6	質問	別添資料1.要件定義書	3	2	1	1	別添資料2.借入回線一覧の「副回線」が「〇」となっている整備拠点について、主回線と副回線が同じ事業者の共用型サービスを2回線敷設する場合、DC等拠点においても、主回線と副回線でそれぞれ回線を提供する必要がありますという認識で合っていますでしょうか。また主回線と副回線は別々のVPNとし、通信を分離させる必要があるという認識で合っていますでしょうか。	要件の把握のため	いずれもご認識のとおりです。DC側は主・副が別々のグループとなるよう、回線をご用意ください。
7	質問	別添資料1.要件定義書	6	2	2	1	「DC等拠点と事業者通信網間の通信回線は、当庁側の通信機器（稼働系）に接続し、稼働系が停止した場合、待機系へ提供できる機能性を有しなければならない。」と記載がございますが、事業者の調達範囲は稼働系と待機系それぞれの回線開通までであり、稼働系と待機系の通信切替は回線終端装置の下部に設置する貴庁の機器で制御するもの、という認識で合っていますでしょうか。	要件の把握のため	ご認識のとおりです。
8	質問	別添資料1.要件定義書	9	2	4	1	東海地方集約点の帯域不足解消のために整備するA型専用線（東海PoP～OSA2および東海PoP～TYO5）の提供開始月については、東海PoPに集約対象となる都道府県にある拠点のうち提供開始が一番早い拠点の提供月（R8.6）という認識で合っていますでしょうか。認識が誤っている場合は、納期をご教示いただけますでしょうか。	要件の把握のため	ご認識のとおりです。
9	質問	別添資料1.要件定義書	10	2	5	1	現在想定されている新地方集約点の候補地の住所を閲覧資料等にて確認することは可能でしょうか。	費用積算に必要なため また新地方集約点の候補地にて主回線とは異なる設備やルートを使用するなど、冗長性を実現できることを事前に把握するため	現時点では、要件定義書2.5においてお示している以上の想定住所情報はございません。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	種別	質問等	理由	回答
10	質問	別添資料1.要件定義書	10	2	5	1	No.5が難しい場合、現地方集約点を新地方集約点へ切り替えることが決定した際は、新地方集約拠点の住所や回線終端装置の設置場所情報を少なくとも6か月前には周知いただくことは可能でしょうか。	新地方集約拠点に切り替える場合、中継装置や収容装置等の設備設計等、一定期間の構築期間を要するため	現時点で、新地方集約拠点の住所等の決定時期は未定です。
11	質問	別添資料1.要件定義書	10	2	5	1	R9回線整備時の移転対応において北陸PoPが富山県となった場合、今回の調達でOSA2に接続する富山県・石川県・福井県の回線については、北陸PoP（富山県）の接続に変更するという認識で合っていますでしょうか。	要件の把握のため	北陸PoP（富山県）の接続に変更する、というご提案で差し支えありません。
12	質問	別添資料1.要件定義書	10	2	5	1	「B)上記ではない場合、土曜日・日曜日・祝祭日において、6時間を限度に新地方集約点への切り替えを想定すること」と記載がございますが、対象となる回線は、拠点と接続される地域集約拠点の回線（共用型サービス等）と地域集約拠点間を接続するA型専用線という認識で合っていますでしょうか。	要件の把握のため	ご認識のとおりです。
13	質問	別添資料1.要件定義書	11	2	6	1	「異なる2回路の1500Wの電力回路が提供されている」と記載がございますが、こちらは1系統：1500W、2系統：1500Wという認識で合っていますでしょうか。またご提供いただける電源の種類（AC/DC）等の制約条件はありますか。 万が一、提供するサービスの回線終端装置の電源要領が1500Wを超える等の要件を満たさない場合は、事業者でラックを借り受け、回線終端装置を設置し、貴庁のラックまでラック間配線で提供させていただくといった対応でもよろしいでしょうか。	要件の把握のため	<b>提供できる電力回路につき、要件定義書を修正いたします。</b> ラックについては、当庁で用意するものをお使いください。配線については、受注者側で手配いただくことで差し支えありません。
14	質問	別添資料1.要件定義書	11	2	6	1	「地方集約点には、19 インチラックに16U 以上の空間が確保されており」と記載がございます。一方、表2には「空間要件（上限）：6U まで」と記載がございます。本調達の事業者が利用できるラックスペースは16Uもしくは6Uどちらが正しいでしょうか。 また利用できるラックスペースは連続したユニットを利用できるという認識で合っていますでしょうか。	提供サービスによっては2U以上必要な回線終端装置もあり、2U以上連続したユニットが確保されているか確認したいため	事業者が利用可能なラックスペースは6Uまでとなります。連続したユニットをご利用いただけます。
15	質問	別添資料1.要件定義書	11	2	6	1	TYO5/OSA2におけるパッチパネルの収容について「2Uまでであればラックへの設置を可とする」と記載がございますが、記載されている「ラック」は、「貴庁で準備いただくラック」という認識合っていますでしょうか。また、パッチパネルについては、事業者でラックを借り受け、そのラックにパッチパネルを収容するでも、問題ないという認識で合っていますでしょうか。その場合、事業者の提供範囲は事業者で借受けたラックに収容されたパッチパネルまでという認識で合っていますでしょうか。	調達範囲を明確にするため	いずれについても、ご認識のとおりです。
16	質問	別添資料1.要件定義書	11	2	6	1	TYO5/OSA2におけるパッチパネルの収容について「2Uまでであればラックへの設置を可とする」と記載がございますが、OSA2においては、「設置するラックのラック契約者経由でのみパッチパネルの調達ができる」という制約がございます。そのためパッチパネルの積算をするためには、ラック契約者との調整が必要となります。本調達に参加する事業者がラック契約者経由でパッチパネルを調達する際、公平性の観点から事業者ごとにバラつきが生じてはいけないものと考えます。以上のことから、OSA2については貴庁のラックにパッチパネルを搭載する場合に必要となる費用を参考価格として要件定義書に示していただけませんか。	本調達に参加する事業者がラック契約者経由でパッチパネルを調達する際、公平性の観点から事業者ごとにバラつきが生じてはいけないものと考えため	OSA2の情報につきましては、閲覧資料においてご確認ください。
17	質問	別添資料1.要件定義書	12	2	7	1	「定める利用開始月に通信サービスが利用できなければならぬ」と記載がございますが、この時期までに開通工事を完了させればよいという認識で合っていますでしょうか。	要件の把握のため	ご認識のとおりです。
18	質問	別添資料1.要件定義書	13	3	2	1	「当庁から依頼を受けた上で行う設定作業（セキュリティに関するものなど、年1～2回程度を想定）」と記載がございますが、回線側の設定を年に1～2回も設定変更する想定が思いつきません。具体的にどのような設定作業を想定されているかご教示いただけますでしょうか。	作業内容に応じて必要な稼働を積算するため	脆弱性対応等を想定しております。
19	質問	別添資料2.借入回線一覧	-	-	-	1	提供サービスにて指定の帯域がない場合、上位帯域での提供でもよろしいでしょうか？例えば、帯域が20Mbpsとなっている拠点について100Mbpsでの提供とさせていただきますとよろしいでしょうか。	提供サービスにて指定の帯域がないものがあるため	上位帯域の提供で差し支えありません。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	種別	質問等	理由	回答
20	質問	別添資料2.借入回線一覧	-	-	-	1	「※5フレッツ提供エリア外。提供可能な回線を選定の上、提案すること。」と記載がございますが、提案する回線サービスの要件は、「接続するインターフェース規格は、指定帯域以上のイーサネット規格とし、フレームサイズは、1522オクテット（バイト）以上透過可能なこと」のみでよろしいでしょうか。他に満たすべき要件がございましたらご教示いただけますでしょうか。	要件の把握のため	有線による回線サービスをご提供ください。
21	質問	別添資料3.SLA項目一覧	3	2	1	1	保守の対象範囲について、回線終端装置の電源断、終端装置と拠点ネットワーク間のケーブルのリンク断などは監視、通知の対象外という認識で合っていますでしょうか。	お客様の作業による電源、ケーブルの抜き差し等、提供サービスの障害以外に理由により生じる場合があると考えております。そのため、電源断やケーブル抜き差しも通知する場合、運用が煩雑となり貴庁の運用担当者の稼働増につながると考えるため	SLA項目一覧を修正いたします。
22	意見	O1_調達仕様書	2	-	-	3	目次の6.5以降の記載および項番が異なります。誤植であれば修正をお願いいたします。	文章に不備があると思われるため。	修正いたします。
23	意見	O2_別添資料1.要件定義書	7	2	3	4	「表1 地方集約点のブロック構成」に山梨県が記載されておらず福井県が2箇所記載されているため、誤植であれば修正をお願いいたします。	文章に不備があると思われるため。	<b>山梨県につき、追記いたします。</b> なお、福井県については誤記ではなく、OSA2または北陸PoPのいずれかに含める構成としてください。
24	意見	O2_別添資料1.要件定義書	8	2	4	2	【要求仕様書の記載内容】 2.3 (1)において、 「当庁は、大規模災害による通信影響を小さくするべく、地方集約点整備において大規模災害を想定した回線整備を要件とした。」とありますが、2.4.2 (1)「北海道～東北地方拠点間の帯域不足解消」においては、大規模災害を想定した回線整備の要件は記載されていないように見えます。  【意見】大規模災害を想定した回線整備として、北海道～東北地方拠点間の回線を以下の地域を通らないルートで提供した場合に、総合評価項目（技術点）の加算対象（信頼性向上を図ることを推奨）としたほうが良いのではないのでしょうか。 避けるべき地域：北海道胆振地域、青森県南部地方（上北、三八）、岩手県	地方集約拠点整備において、大規模災害による通信影響を小さくすることを推奨するため。	ご意見を踏まえ、北海道集約点～東北集約点間について、既存とは異なる回線サービスまたは異なる経路で構成されていることを、推奨要件といたします。
25	意見	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	5	4	【要件定義書の記載内容】 このため、本契約にて整備される通信回線は、R9 回線整備時において、地方集約点が変更される可能性がある。  【意見】 地方集約点の変更となる場合に、地方集約点の集約対象となる都道府県（収容構成）を変更する提案を許容いただきたい。 例：北陸PoPが移転した場合、移転前北陸PoPに収容されていた拠点についてはTYO5等適切な地方集約点へ収容する構成とする など。	地方集約点移転の対応方法を検討するため。 移転後の回線費用削減を検討するため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
26	意見	O2_別添資料1.要件定義書	11	2	6	2	終端装置の設置に係る必要な設備は調達に含むように明記した方がよいのではないのでしょうか。  (案) 終端装置等の提供に係る棚板等の設置を要望する場合、空間要件に収まる範囲であれば棚板の設置を許可する。ただし、事業者は設置に必要な費用等は自ら準備すること。	本調達の業務範囲を明確にするため。	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。
27	意見	O2_別添資料1.要件定義書	11	2	6	4	地方集約点に終端装置を設置する場合に、提案時に各地域集約点への機器数量、消費電力、使用U数を提示することを明記いただいた方がよいのではないのでしょうか。  (案) 応札者は、提案書の提出時に地域集約点に設置する予定の回線終端装置等の数量及び消費電力、使用U数等を明示すること。	求められている空間要件、電力要件を満たしているのかを、受注者決定以前に明確にご判断いただくため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
28	意見	O2_別添資料1.要件定義書	12	2	7	4	各整備拠点における通信サービスが利用可能となる時期（利用開始月）は、各省庁と協議の上、事前現地調査・ラック設置位置等の決定のための調査等のスケジュールに合わせて決定させていただきたい。	整備拠点における各種整備の状況により、本調達で提供する回線サービスのみを先に整備した場合、手戻りが発生する可能性があるため。	各種調査等のスケジュールにつきましては、関係者・関係事業者との調整の機会を設け、その中で調整させていただきます。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	種別	質問等	理由	回答
29	質問	O2_別添資料1.要件定義書	6	2	2	2	<p>【要件定義書上の記載】  (ア) 事業者通信網とDC等拠点を接続する。DC等拠点と事業者通信網間の帯域の算定に当たっては、各整備拠点と事業者通信網を結ぶ通信回線の帯域を合計した値の50%以上とすること。</p> <p>【質問】  共用型通信サービスにおいて、DC等拠点側の既設回線に帯域の余裕がある場合、今回の整備拠点の回線を既設通信グループに入れることは許容されるのでしょうか。  あるいは、DC等拠点の既設回線に帯域の余裕があっても、新規にDC等拠点の回線の整備が必須でしょうか。</p> <p>(例) 既設 DC等拠点側：10Gbps×1回線  既設 整備拠点の合計帯域：7Gbps、必要帯域3.5Gbps  今回 整備拠点の合計帯域：7Gbps、必要帯域3.5Gbps  こういった場合に、DC等拠点側は、既設利用可能という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>なお、上記例のようにDC等拠点側を既設利用する場合、既設回線を稼働系と扱い、本調達にて新規で待機系として10Gbps×1回線（本調達での整備拠点合計帯域の50%）を提供するようなご提案は可能でしょうか。</p>	提案構成に影響があるため。 また、本調達にて整備する回線数削減につながり費用低減を図れるため。	帯域の余裕があっても、新規にDC等拠点の回線整備が必須となりますので、 <b>そのように要件定義書を修正いたします。</b>
30	質問	O2_別添資料1.要件定義書	6	2	2	2	<p>【要件定義書の記載】  当庁側の通信機器（稼働系）に接続し、稼働系が停止した場合、待機系にそれぞれ接続する方法や、自動切り替え器等にて1つの回線を稼働系と待機系に分配するような例が考えられる。</p> <p>【質問】  デジタル庁様側の通信機器は稼働系、待機系の2台が設置されているということでしょうか。  また、稼働系、待機系の機器に対してそれぞれ回線を提供し、稼働系から待機系への切り替えについては、デジタル庁様側の通信機器にて制御いただくご提案も許容いただけるのでしょうか。</p>	提案構成の検討および回線費用積算に必要なため。 回線サービス選定のため。	通信機器につき、稼働系・待機系の2台が設置されております。 当庁の通信機器にて制御するという提案も差し支えありません。
31	質問	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	5	2	R9回線整備時の移転対応において北陸PoPが移転した場合、貴庁が現時点で想定している北陸PoP（富山県）における住所情報について可能な範囲でお伺いできないでしょうか。	提案における移転対応方法の検討および移転対応費用の積算のため。	現時点では、要件定義書2.5においてお示ししている以上の想定住所情報はございません。
32	質問	O2_別添資料1.要件定義書	10	2	5	2	R9回線整備時の移転対応において北陸PoPが富山県となった場合、旧北陸PoPおよび旧北陸PoPに接続している回線、機器等はそのまま残置とし、新たに富山～新潟間を接続する専用線を提供する対応は可能でしょうか。 また、その際に新北陸PoP-旧北陸PoP間接続に要する機器およびDCはR9回線整備に含まれるでしょうか。	提案における移転対応方法の検討および移転対応費用の積算のため。	従前の回線と同様の要件・スペックを維持できる場合は、回線、機器等を残置する対応も差し支えありません。接続に要する機器については、当庁において準備いたします。
33	質問	O2_別添資料1.要件定義書	11	2	6	2	<p>【要件定義書上の記載】  表2 終端装置等の設置に係る要件 において、※1 光パッチパネルは、事業者において準備を行い2U までであればラックへの設置を可とする。  なお、要件を超過する場合は、データセンタ事業者の設備を借用するなど、事業者において設置場所を確保すること。</p> <p>【質問】  終端装置の場合は、6Uまでであれば貴庁準備のラックへの設置を可とし、6Uを超える場合には事業者側で別途準備するという認識でよろしいでしょうか。</p>	提案構成、見積内容に影響があるため。	ご認識のとおりです。
34	質問	O2_別添資料1.要件定義書	12	2	7	2	GSSの移行省庁に係る拠点側のLAN工事日が確定しない場合、専用線開通工事日が記載されている開通予定日より大幅に遅れることは想定されるでしょうか。	大幅に遅れる可能性がある場合には、専用線工事の調整に係る体制を維持しておく必要があると考え、費用の積算に影響があるため。	LAN工事日程の変更により、遅れが生じる可能性はございます。
35	質問	O3_別添資料2.借入回線一覧	-	-	-	2	<p>【質問】  借入回線一覧にないDC等拠点の回線納期について質問です。  下記に例を記載いたしますが、共用型回線のDC等拠点側回線（PoPおよびTYO5・OSA2側）は、対向となる単独拠点のうち最も早い利用開始月の月初日が納期になるという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>例：北海道ブロックで最も早い利用開始時期となる拠点（No.8 函館地方気象台）は利用開始時期がR7年12月となるため、R7年12月1日までに対向となる北海道PoP側回線を整備する。</p> <p>なお、そうではない場合には、各拠点の対向となるDC等拠点側回線（PoPおよびTYO5・OSA2側）の整備納期を各ブロックごとにご提示いただけないでしょうか。</p>	納期通りの提供可否検討に影響があるため。	ご認識のとおりです。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	種別	質問等	理由	回答
36	質問	O3_別添資料2.借入回線一覧	-	-	-	2	<p>【質問】 借入回線一覧にないDC等拠点間の回線納期について質問です。 下記に例を記載いたしますが、DC等拠点間の回線の納期は、当該DC等拠点間回線を使う単独拠点のうち、最も早い利用開始月の月初日が納期になるという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>例：北海道ブロックの拠点で最も早い利用開始時期がR7年12月となるため、R7年12月1日までに北海道PoP-東北PoP間の回線を整備する。 東海ブロックの拠点で最も早い利用開始時期がR8年6月となるため、R8年6月1日までに東海PoP-TYO5、東海PoP-OSA2間の回線を整備する。</p> <p>なお、そうではない場合には、各DC等拠点間の整備納期をご提示いただけないでしょうか。</p>	納期通りの提供可否検討に影響があるため。	ご認識のとおりです。
37	質問	O3_別添資料2.借入回線一覧	-	-	-	2	<p>【借入回線一覧の記載】 ※5 フレッツ提供エリア外。提供可能な回線を選定の上、提案すること。接続するインターフェース規格は、指定帯域以上のイーサネット規格とし、フレームサイズは、1522オクテット（バイト）以上透過可能なこと。</p> <p>【質問】 フレッツ提供エリア外の対象拠点について、LTEでのご提案も許容いただけないでしょうか。許容いただける場合には、LTEご提案における詳細な条件をご提示いただくことは可能でしょうか。</p>	回線サービスの提供が困難となり、ご提案できない事業者が出てくる可能性があるため。	有線による回線サービスをご提供ください。
38	質問	O3_別添資料2.借入回線一覧	-	-	-	2	No15.24「総称」の項目に「（共用回線）」と記載があり、「拠点種別」が「単独拠点」とあります。「中・大規模総合庁舎」もしくは「小規模合同庁舎」のどちらかではないでしょうか。	記載内容に不備があると思われるため。	ご指摘を踏まえ、 <b>記載を修正いたします。</b>
39	質問	O3_別添資料2.借入回線一覧	-	-	-	2	No135の拠点について、町丁目番地までの住所および建物名、フロア名を記載いただけないでしょうか。	利用開始月までのサービス提供に向けた設備構築のスケジュールリングの際に必要なため。 回線サービスの提供可否を確認したため。 また、費用積算のために必要な情報となるため。	閲覧資料においてご確認ください。